

NET119緊急通報システム運用管理要領

制定 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この運用管理要領は、坂戸・鶴ヶ島消防組合・西入間広域消防組合消防指令センター（以下、「指令センター」という。）がNET119を適正に運用及び管理するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) NET119

通信端末からインターネット回線を利用して119番通報を行うことができるサービス

(2) 保守業者

業務委託契約に基づいてNET119サービスを提供する業者

(3) 関係機関

行政機関、医療機関及び警察等

(4) 登録者

NET119に登録した者

(5) 組合ホームページ

坂戸・鶴ヶ島消防組合及び西入間広域消防組合が管理する公式ホームページ

(運用基本)

第3条 NET119は、聴覚、言語機能障害等により音声による119番緊急通報が困難である方を対象とした携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、119番通報を行うことができる無料の行政サービスを提供することを目的として運用する。

(運用管理者)

第4条 NET119の運用管理は、センター長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、NET119の運用に関し、以下の事務を行う。

(1) NET119の管理に関すること。

(2) NET119等に係る関連資料の管理に関すること。

(3) NET119の障害復旧に関すること。

(運用担当者)

第5条 NET119の運用は、指令担当者（以下、「運用担当者」という。）が行う。

2 運用担当者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) NET119の登録・変更・中止に関すること。
- (2) NET119の操作に関すること。
- (3) NET119の軽易な障害時における復旧及び報告に関すること。
- (4) NET119登録者情報の管理に関すること。
- (5) 保守業者との業務委託契約に関すること。
- (6) 保守業者との運用上における事務に関すること。
- (7) 関係機関との運用上における事務に関すること。

(稼働時間)

第6条 NET119の稼働時間は、365日24時間とする。ただし、次に掲げる場合は、停止することができることとする。

- (1) NET119システム定期保守による停止
- (2) システム不具合による停止
- (3) 通信回線遮断による停止
- (4) その他緊急事態等による停止
- (5) 運用管理者が管理上必要と認める場合

(規約)

第7条 NET119緊急通報システム利用規約は、[別表第1](#)によるものとする。

(登録、変更及び中止)

第8条 NET119の登録方法は、NET119緊急通報システム利用規約のすべての内容に承諾を得た場合に限り、次に掲げる方法から申請するものとする。

- (1) NET119緊急通報システム登録・変更・中止届出書 ([様式第1号](#)) に必要事項を記載し、指令センターにて提出及び申請をする方法。
 - (2) 登録希望者本人が、通信端末を使用し、URLに接続、登録画面に必要事項を入力し、申請する方法。
- 2 登録方法、NET119緊急通報システム利用規約、NET119緊急通報システム登録・変更・中止届出書については、組合ホームページに掲載するものとする。

3 次に掲げる事由が発生した場合、NET119の登録変更は、NET119緊急通報システム登録・変更・中止届出書に必要事項を記載し、指令センターにて提出及び申請、又は登録者本人が、通信端末を使用し、URLに接続、登録画面に必要事項を入力し、申請するものとする。

(1) 既登録情報に変更があった場合

(2) 通信端末の機種変更があった場合

4 NET119の利用を中止する場合、NET119緊急通報システム登録・変更・中止届出書に必要事項を記載し、指令センターにて提出及び申請、又は登録者本人が、通信端末を使用し、URLに接続、登録画面にて申請するものとする。

(登録抹消)

第9条 退会等に伴う登録抹消後においても、NET119運用保守及び消防救急業務記録保全を目的として、登録情報及び通報内容情報は相当の期間が経過するまで保管するものとする。

(利用制限及び停止措置)

第10条 登録者が次に掲げる行為をした場合、登録者の承諾なしに、利用の制限又は停止の措置をとることができる。

(1) 悪戯、妨害等のNET119の目的に反する利用行為

(2) 他人の財産又は人格的利益を侵害する情報を入力する行為

(3) NET119を利用した商行為

(4) 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為又は法令違反または違反するおそれのある行為

(5) その他、運用管理者及び保守業者が不適切と判断する行為

(6) 利用継続意思を確認する指令センターからのメールに返信がない場合

(利用継続意思)

第11条 利用継続意思を確認するために、定期的に登録者にメールを送信すること。

(機密保護措置)

第12条 NET119を使用する者は、登録者情報及び通報内容等の使用に際して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 個人情報の取り扱いについては、坂戸・鶴ヶ島消防組合個人情報保護条例及び西入間広域消防組合個人情報保護条例によるものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、NET119の運用に必要な事項は、運用管理者が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日に施行する。